

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：32702

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13480

研究課題名（和文）高齢期の雇用・所得保障政策と法的課題-日韓比較法研究

研究課題名（英文）Employment and Income Security Policies of the elderly and Legal Issues

研究代表者

朴 孝淑（Park, Hyosook）

神奈川大学・法学部・准教授

研究者番号：70602952

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、日本と韓国における高齢期の雇用及び所得保障政策の全体像を描写することにある。本研究の目的を達成するために日韓の雇用政策の展開過程と裁判例、学説を比較分析した。これまでの研究成果は、日本と韓国の研究会や学術大会等で報告し、多くの研究者とディスカッションを行うことができた。研究会等で得た知見をもとにさらに研究を深め、その主な研究成果は、日本と韓国の学術雑誌等に掲載することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2000年代に入り、日本と韓国の高年齢者雇用政策は、大きな変革の時を迎えた。日韓ともに少子高齢化が着実に進むにつれて、高齢者の所得保障の在り方として年金と雇用の連携は重要な政策課題となった。このような問題点に注目し、本研究では、近年の日本と韓国における高齢期の雇用政策、所得保障政策の全体像を描写した上で、両国の高齢期の雇用政策と所得保障政策を詳細に解説し、これらの政策を展開していくなかで生じる諸法的問題を学説と裁判例等を分析して明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to portray the overall picture of employment and income security policies for the elderly in Japan and Korea. In order to achieve the objective of this study, I conducted a comparative analysis of the development process of employment policies, court precedents, and academic theories in Japan and Korea. I have reported my research results at research groups and academic conferences in Japan and Korea, and have had discussions with many researchers. My main research results have been published in reports and journals in Japan and Korea.

研究分野：労働法

キーワード：高齢者雇用 定年制 再雇用制度 賃金ピーク制

1. 研究開始当初の背景

近年、日本と韓国では少子高齢化の進展に伴って、様々な政策課題が浮上してきている。日韓における急速な高齢化の進展は、特に、労働市場と社会保障の分野においては、直接的に労働市場に参加する人口を減少させ、経済の活力を弱め、同時に社会保障費用を増大させ、このままでは、社会保障財政は破綻するのは必至である。したがって、社会保障財政を支え、かつ少子化による労働力人口の減少を補うためには、高齢者に就労を促進して、現役就業者の数を増やす政策がどうしても必要となる。このような状況の下、日本と韓国では様々な政策課題が浮上してきており、本研究では日韓における高齢期の雇用政策等について検討を行った。

2. 研究の目的

2000年代に入り、日本と韓国の高年齢者雇用政策は、大きな変革の時を迎えた。また高齢化が着実に進むにつれて、高齢者の所得保障のあり方として年金と雇用の連携は重要な政策課題となった。このような状況を踏まえ、本研究では、近年の日本と韓国における高齢期の雇用政策、所得保障政策の全体像を描写したうえで、両国の高齢期の雇用政策と所得保障政策を詳細に解説し、これらの政策を展開していくなかで生じ得る諸法的問題を学説と判例を検討・分析して明らかにしていくことにその目的がある。そのために、まず、両国の高齢期の雇用政策と所得保障政策が歩んできた道程を確認する。その過程をなぞると、時代の流れの中で生じた様々な課題に対し、その都度、いかなる対応を図ってきたのかを確認することができる。次に、両国の高齢期の雇用政策と所得保障政策を詳細に解説し、これらの政策を展開していくなかで生じる諸法的問題学説と判例を検討・分析して明らかにする。さらに、比較法的見地もふまえながら、日本法と韓国法についての雇用政策および所得保障政策における高年齢者保護規範を分析し、解釈論・立法論両面から課題の解決に向けた試論を提示することを最終目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、上記の研究課題を達成するために、まずは、日本と韓国における高齢期の雇用政策・所得保障政策の展開過程を検討する。それぞれの政策を詳細に解説し、これらの政策を展開していくなかで生じている諸法的問題と課題を両国の理論状況等を検討・分析して明らかにする。具体的には、日本の所得保障政策については、年金と雇用の接続関係や高年齢者雇用確保措置の下での高年齢雇用継続基本給付金のあり方などを明らかにするとともに、在職老齢年金、高年齢再就職給付金等についても検討を要する。また、日本における高年齢者雇用の現状を知るために、改正高年齢者雇用安定法の主な内容を整理・解釈し、改正の意義と今後の課題について検討を行う。韓国の所得保障政策については、まず、韓国の公的年金制度の全体像と仕組みを紹介し、問題点や課題を明らかにしたい。また、改正高年齢者雇用法の主な内容を整理・解釈し、改正の意義と今後の課題について検討を行う。

日本と韓国の子少高齢化の問題は、企業社会における雇用問題にも大きな影響を与えている。例えば、日本における定年後の高年齢者の継続雇用制度とその運用をめぐる法的問題もまさに今日的な企業の労使が直面している緊急的な法律問題である。しかし、新しい法律問題であるだけに論点も多く、多様な紛争パターンも現れて、どう対応すべきか問題も多い。本研究では、このような今日の緊要なこれらの法律問題について紛争の早期解決を図るために、判例・裁判例を検討・分析を行い、整理することにより予測可能性を高めたい。また、諸外国の法制を参考に日本の高年齢者雇用政策を論ずる場合、その制度の全体像を把握したうえで、日本との相違点や示

唆点等を検討することが重要である。本研究では、韓国との比較法的見地もふまえながら、日本法についての雇用政策および所得保障政策における高年齢者保護規範を分析し、解釈論・立法論両面から課題の解決に向けた試論を提示することを最終目的とする。

4. 研究成果

(1) 上記のような研究目的を達成するために、本研究では、韓国と日本における高年齢者雇用政策及び所得保障政策の展開過程を検討・分析した。日本の場合、65歳までの雇用については、高年齢者雇用安定法の改正により、2006年度より企業に対して65歳までの雇用確保措置の義務化が実施された。さらに、2020年3月には高年齢者雇用安定法の一部を改正する法律案が可決・成立し、70歳までの就業機会の確保のため、現行の雇用確保措置に加え、新たな措置として就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする法改正が行われた。このような状況を踏まえ、本研究では、日本の高齢者雇用政策の流れを概観したうえで、2020年改正の高年齢者雇用安定法の内容を整理し、改正の意義と今後の課題について検討を行った。詳しくは、高年齢者就業確保措置は対象者を限定することができるため、就業確保措置において継続雇用を希望したのに対象から外れたり、また創業支援等の制度において対象者として選定されない場合等があるため、対象から外された者と事業主との間で紛争が生じる可能性がある。また、65歳以上の継続雇用制度を導入する場合は、賃金等の労働条件が高年齢者雇用確保措置と同様に、就業確保後の労働条件（賃金）の水準は定められていないため、継続雇用制度の労働条件（賃金）はどのように設定すべきかという問題がある。そして、創業支援等措置においては、雇用によらない働き方となる措置であることから、労働関係法令が適用されない。そのため、従前労働関連法令により保護を受けていた高年齢者にその保護からはずれる働き方を進めることについて批判が集中しており、雇用によらない働き方に対する保護法制の整備が必要であることなどを指摘した。

(2) また、本研究では、日本の高年齢者雇用政策を大きく転換させる「高年齢者雇用確保措置」について、理論的な検討を加え、その特徴を浮き彫りにした。定年延長は一定年齢までの雇用が保障されるという点で労働者にとって労働条件の有利な変更であるが、一般的に定年延長は他の労働条件（特に賃金）の引下げを伴う場合が多い。また、定年後の再雇用である継続雇用措置の場合、一旦、労働契約が終了した後、新規に雇用されることとなるが、労働契約の相手たる使用者は同一であるため、従前の労働条件との相違が不利益変更と類似の状況として認識される余地がありうる。そこで、就業規則の2つの合理性審査（労契法7条の合理性審査と労契法10条の合理性審査）が、定年延長、定年廃止、継続雇用の場面でどのように適用されるのかが問題となる。裁判例の大勢は、定年延長・継続雇用による労働条件の不利益変更が、新たな労働契約の締結（労働契約の成立）の場面で行われるか否かを基準に、いずれの判断枠組みを適用するかを決しているといえるが、事柄の性質上、純然たる労働条件変更と新規契約締結の中間に位置する場合と捉えて、それに対応した判断枠組みを模索する例もみられる。本研究では、判例・裁判例を法理的に契約が存続している中での労働条件変更（不利益変更）なのか（＝定年延長）、あるいは、一旦雇用関係が終了して新たな契約を締結しているのか（＝定年後継続雇用）という法律状態を把握した上で整理し、次に、それぞれ実態をふまえて労働条件の低下問題についてどのような法理を適用すべきかを検討した。また、定年後嘱託再雇用時の賃金減額をめぐるのは、それが労働契約法20条の禁止する、期間の定めのあることによる不合理な労働条件の相違に該当するかどうかとも問題となるため、労契法20条をめぐる議論も踏まえた検討が必要であり、本研究では、近年の裁判例及び学説の動向を整理した。

(3)その他、年齢に基づく日本型雇用システムの下での関連政策及び法律の展開過程を検討し、これらをめぐる裁判例及び学説の議論状況について検討・分析を行った。

(4)本研究では韓国の公的年金制度を中心にその現状と課題について検討を行った。具体的に、韓国は、日本や諸外国とは異なり、公的年金の導入時期が遅れたことにより、まだ未成熟の段階にある。短い年金加入期間に伴う実質所得への代替率の低さ、低負担・高給付という体系に伴う財政問題（国民年金の持続可能性の問題）、多数の国民年金の適用除外者や納付例外及び長期滞納者の存在など、韓国における老後所得保障体系には多くの四角地帯が存在する。また、多層所得保障体系の構築を目標に導入した退職年金も中小・零細事業場の低い導入率と義務適用対象者の制限により、国民年金の限界を補う老後所得保障としての機能を十分に果たしていない状況である。特に退職年金制度は、勤続年数が1年以上・週15時間以上の労働者に対してのみ義務的に適用されるため、勤続年数が1年未満の労働者等には退職年金制度の恩恵を受けることができない。上記の基礎年金とともに退職年金も老後の所得保障制度の一軸として十分な機能を果たしているとは言えない。このように、韓国の公的年金制度は、外見上は多層所得保障体系を構築しているが、各々の制度はそれぞれ問題点を内包しており、本研究ではこれらの問題点を指摘し、若干の考察を行った。

(5)一方、韓国政府は、ポストコロナ対策としてすべての就業者に雇用保険を適用する「全国民雇用制度」を導入するなど、雇用脆弱階層に対するセーフティーネットを強化するための対策を講じている。すでに芸術家に対しては2020年12月10日から雇用保険を適用しており、一部の特殊形態勤労従事者に対しては、雇用保険の適用のための法案を可決するなど、雇用保険の適用対象を段階的に拡大適用している。このような状況を踏まえ、本研究では、韓国における雇用保険制度の全体像を概観したうえで、現在、韓国政府が導入している「全国民雇用保険」制度について検討した。特、本研究課題と関連しては、韓国の雇用保険法は1998年の改正により、1人以上の労働者を使用するすべての事業または事業場で適用されている。しかし、産業別の特性および規模などを考慮して施行令で定める事業や65歳以後に雇用された者や自営業を開始した者など、一部適用除外は存在する。そのため、65歳以後に採用された高齢者は、依然として雇用保険の適用除外となっており、高齢期の労働者に対するセーフティーネットの再編を広い視野から捉えて検討する必要がある。この点、本研究では、近年、少子高齢化に伴って65歳以上の労働者の労働市場への参加が高まっていることや、現行の公的年金だけでは高齢期の所得保障を十分に保護することができないことから鑑みると、失業給付の適用を再検討すべきであることなどを指摘した。

(6)韓国の場合、最近、賃金ピーク制（定年を延長する代わりに賃金を減額する制度）が高齢者雇用法等で禁止している合理的理由のない年齢差別に当たるか否かが争われた大法院判決や、労働者集団の同意を得て有効に変更された就業規則（賃金ピーク制）と労働契約との優劣関係が争われた大法院判決が次々と出ており、理論上にも実務上にも注目を集めている。賃金ピーク制をめぐる2つの大法院判決とは、賃金ピーク制が高齢者雇用法等で禁止されている合理的理由のない年齢差別に当たるか否かが争われた判決と、労働者集団の同意を得て有効に変更された就業規則（賃金ピーク制）と労働契約との優劣関係が争われた判決である。これらの判決は、韓国社会にも大きな影響を与えており、理論上・実務上にも注目を集めている。本研究では、これらの大法院判決の持つ意義と学説の議論状況等について検討を行った。

(7)本研究では、高年齢者の法的地位、法律関係、保護のあり方等について、労働法、社会保障法の各法分野に係る問題を学際的に検討してきた。なぜ日本と韓国の企業は雇用管理をする際に、年齢という指標を重要なものとしてきたのか、また両国の企業の高齢者に対する雇用管理

政策というものが、年金政策と接続してどういうふうに来上ってきたのか、そして、雇用政策を展開させるなかで生じ得る労働条件の不利益変更問題はどのように解決すべきかなど、検討内容は多岐にわたった。特に、雇用政策と所得保障政策は相互に関連しており、これらの政策を展開していくなかで生じる法的問題と課題を解決するためには、労働法と社会保障法の両領域にわたる包括的な検討を行う必要がある、これまで、日本と韓国の高年齢者に対する雇用政策および所得保障政策の経緯をふまえ、現行制度を詳解し、将来的課題について分析を行った。以上の研究成果は、研究会や学会などで報告を行い、報告書や学術誌等に掲載することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 朴孝淑	4. 巻 -
2. 論文標題 日本型雇用システムにおける高年齢者雇用政策	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本批評 (Korean Journal of Japanese Studies)	6. 最初と最後の頁 171 - 201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 朴孝淑	4. 巻 32号
2. 論文標題 韓国の雇用保険制度の現状と課題 - 新型コロナウイルス禍を契機として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ソフト・ロー研究	6. 最初と最後の頁 21 - 65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 朴孝淑	4. 巻 -
2. 論文標題 韓国の高年齢者雇用の現状 - 「賃金ピーク制」をめぐる2つの大法院判決を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 公益財団法人労働問題リサーチセンター	6. 最初と最後の頁 255 - 283
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 朴孝淑	4. 巻 -
2. 論文標題 日本における高年齢者雇用の現状 改正高年齢者雇用安定法を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公益財団法人労働問題リサーチセンター	6. 最初と最後の頁 142 - 159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朴孝淑	4. 巻 -
2. 論文標題 韓国の雇用保険制度について - 新型コロナウイルス (COVID-19)、社会保障制度の死角地帯を中心に -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 公益財団法人労働問題リサーチセンター	6. 最初と最後の頁 74 - 98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朴孝淑	4. 巻 -
2. 論文標題 (超)高齢社会の到来と高齢期の所得保障政策 - 韓国の公的年金制度を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公益財団法人 労働問題リサーチセンター	6. 最初と最後の頁 188 - 204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 朴孝淑
2. 発表標題 日本型雇用システムの下における高年齢者雇用政策
3. 学会等名 日本批評 (Korean Journal of Japanese Studies) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 朴孝淑	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 407
3. 書名 賃金の不利益変更-日韓の比較法的研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

その他、本研究では、日韓との比較法的観点から欧米諸国の議論状況をも検討しており、イギリスとフランス、アメリカを訪問（2023年～2024年）し、各国における高齢期の雇用政策及び所得保障政策に関する文献や関連資料の収集、インタビュー調査を行うなど、実態調査を通じて欧米の議論状況を把握・検討した。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------